間700円~)

## ■依頼会員になるための講習会

■3月5日(金)、23日(火)午前10時 ~11時40分 対市内に住むか勤務・ 通学する方 中電話でファミリー・サ ポート・センター〈熊本〉(☎345-3011) ※託児は要予約(先着順)。

## 令和3年度「乳幼児ママ・パパ教 室」受講団体募集

時午前9時半~午後5時/1講座1時 間半~2時間(平日·土曜日) ※1団体 で年間2回利用可内就学前の子ども を持つ保護者サークル(グループ)に 「子育てについての学習会」の講師を 派遣します。子育てに関する講話(食 事・心と身体の発達など)・親子ふれあ い運動、制作遊びなど 対 10人程度の グループ(子育てサークル・保護者会 など) 1 3月5日から電話で総合子育 て支援センターへ

詳しくは、市ホームページの「乳幼 児ママ・パパ教室」へ。 (総合子育て支援センター

**☎**364-0123)

#### 春休み期間中の小・中学校の 転校手続き

#### ■市内間で住所変更をしたとき

- 1.在学中の学校から最終登校日に ①在学証明書②教科用図書給与 証明書をもらいます。
- 2.①②を持って区役所区民課また は総合出張所窓口で住民異動届 出を行い、③転入学通知書をもら います。
- 3.①~③を新しい学校に提出して ください。

#### ■市外から転入したとき

- 1.在学していた学校からもらった 前記①②を持って住民異動届出 を行ってください。
- 2.前記③を受け取り、①~③を新し い学校に提出してください。
- ※転校前に住民異動届出を済ませ ている場合は、①②を持って指導 課で手続きをしてください。

## ■市外へ転出するとき

最終登校日に前記の①②をもら い、新住所地の市区町村の窓口で転 校の手続きをしてください。

(指導課 ☎328-2716)

## 子ども会育成者オンライン 講習会

■3月22日(月)~31日(水) 対子ど も会に携わる方、子ども会活動に関心 のある方 🗹 子ども会の企画と運営に ついての講習会を動画 で配信します

詳しくは、市ホーム ページまたは生涯学習 課へ。



## 子ども文化会館を休館します

3月22日(月)から、大規模改修工事 のため子ども文化会館を休館します。 再開時期は令和4年度を予定してお り、具体的な時期が決まり次第、お知 らせします。

利用する皆さんには、しばらくの間 ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご 協力をお願いします。

なお、工事期間中の子育てに関する 相談や子どもの遊び・学びの場は、最 寄りの児童館や子育て支援センター を利用ください。

(子ども支援課 ☎328-2158)

#### 教育委員会会議の傍聴者募集

■3月25日(木)午後2時~ 場教育セ ンター4階 配 10人 申 当日午後1時半 ~1時45分に教育センター4階へ ※審議内容は市ホームページに掲載。 ※YouTubeでライブ配信を行います。 (教育政策課 ☎328-2704)

# ふくし・けんこう

#### 生活援助型訪問サービス従事 者養成研修 受講生募集

■3月13日(土)、20日(祝)、27日(土) 午前9時~午後5時40分 ※最終日 は午後6時まで場職業訓練センター 内生活援助についての講義・実技。 20時間の研修を修了すると、介護予 防・日常生活支援総合事業における生 活援助型訪問サービス従事者の資格 が得られます。身体介護を伴わない生 活支援(掃除・洗濯・調理など)をする 仕事で、短時間からでも働くことがで きます 対 生活援助型訪問サービスの 事業所で働きたい方 定 25人(先着 順) 費 1,430円(テキスト代) 申 3月 12日までに電話、ファクス (325-9503)または直接職業訓練センター (**☎**325-6947)**△** 

(介護保険課 ☎328-2347)

## 3月1日~8日は女性の健康週間

内この機会に、がん検診や健康相談 を受け、自分や家族の健康について考 えてみませんか

#### ■乳がん・子宮頸がん検診

対象の方は、少ない費用負担でがん 検診を受けられます。詳しくは、市 ホームページまたは健康づくり推進 課(☎361-2145)へ。

## ■健康相談

区役所保健子ども課では、女性の健 康や生活習慣病に関する健康相談を 通年で受け付けています 申 事前に電 話で区役所保健子ども課へ

(健康づくり推進課 ☎361-2145)

## 屋外での喫煙は周囲への配慮を

令和2年4月1日に施行された改正 健康増進法では、受動喫煙防止対策が 強化されています。

受動喫煙によって脳卒中、虚血性心 疾患、肺がんなどの病気のリスクが高 まります。

屋外で喫煙するときは、周囲の人が 受動喫煙を受けないよう配慮しま しょう。

#### ■禁煙手帳で禁煙しませんか

本市では禁煙手帳を配布し、禁煙した い人を応援しています。この手帳で禁煙 にチャレンジしませんか。禁煙手帳は市 ホームページからダウンロード可。

(健康づくり推進課 ☎361-2145)

#### 忘れていませんか?高齢者の 肺炎球菌予防接種-今年度の 対象者は3月末まで

内助成制度(自己負担4,600円)は一 人1回だけです。この機会を逃すと、 接種は全額自己負担(9,000円程度) となります。 対過去に未接種で令和 2年度に以下の年齢になる方

年齢	生年月日			
65歳	昭和30年4月2日生 ~昭和31年4月1日生			
70歳	昭和25年4月2日生   ~昭和26年4月1日生			
75歳	昭和20年4月2日生 ~昭和21年4月1日生			
80歳	昭和15年4月2日生 ~昭和16年4月1日生			
85歳	昭和10年4月2日生 ~昭和11年4月1日生			
90歳	昭和5年4月2日生 ~昭和6年4月1日生			
95歳	大正14年4月2日生 ~大正15年4月1日生			
100歳	大正9年4月2日生 ~大正10年4月1日生			

- ※過去に接種されている方は対象外 です。
- ※今年度の対象者の方には、令和2年 4月に通知はがき(予防接種助成 券)を送付しています。手元にない 方は予防接種番号をお知らせしま すので、感染症対策課へ問い合わせ ください。
- ※非課税世帯の方(住民票上の世帯全 員が住民税非課税の場合)、生活保 護世帯の方などは無料で接種可
- 固感染症対策課予防接種相談電話 **(☎**372-0700)

## 手話奉仕員・要約筆記者 養成講座

#### ■手話奉仕員

■入門課程:4月6日(火)~8月3 日(火)、基礎課程:8月31日(火)~ 来年3月29日(火)/朝の部:毎週火 曜日午前10時~正午、夜の部:毎週/ 火曜日午後6時半~8時半場熊本 聴覚障害者総合福祉センター(中央 区水前寺6丁目9-4) 对将来手話通 訳を担う意欲のある方屋各25人 (先着順) 費テキスト代7,600円 (予定) 13月5日~10日(消印有 効)までに往復はがきに希望時間帯、 住所、氏名、生年月日、性別、電話ま たはファクス番号を書いて〒862-0950中央区水前寺6丁目9-4熊本 県ろう者福祉協会(☎383-5587)

※昨年度申込された方も、改めて申 込が必要

#### ■要約筆記者養成講座

期5月13日(木)~10月28日(木) 主に毎週木曜日 時午後1時~5時 場県身体障がい者福祉センター (東区長嶺南2丁目3-2) 対聴覚障 がい者への支援に関心のある方 **定**手書き・パソコン各10人(先着 順) 費 テキスト代3,670円 申3月 5日午前8時半から電話で熊本県聴 覚障害者情報提供センター(☎ 383-5595) ^

(障がい保健福祉課 ☎328-2519)

#### 令和2年度の風しん予防接種費 用助成申請期間は3月31日まで

内 (助成額)対象者が負担した額(上 限4,000円) 対風しん抗体検査の結 果、風しん抗体価がHI法で16倍以下 (EIA法で8.0未満)で次の①~③のい ずれかを満たす方

①妊娠を希望している女性

②妊娠を希望している女性の同居者 (パートナーなど)

③妊婦の同居者(パートナーなど)

【対象予防接種】令和2年度に接種した 風しんワクチン、または麻しん風し ん(MR)混合ワクチン

申3月31日まで(必着)に必要書類を 持参または郵送で〒862-0971中央 区大江5丁目1-1感染症対策課へ

必要書類など詳しくは、市ホーム ページまたは予防接種相談電話(☎ 372-0700)  $\land$ 。

#### 風しん抗体検査・予防接種クー ポン券の有効期限を延長します

内令和2年度の風しん抗体検査・予 防接種クーポン券の有効期限を延長 します。まだ使用していない方は、お 手持ちのクーポン券を使って、医療機 関や健診機関等(市内では約390か 所)で無料抗体検査を受けることがで き、抗体がない場合は無料で予防接種 を受けることができます 対昭和37 年4月2日~昭和54年4月1日生まれ の男性

延長期限など詳しくは、市ホーム ページ「風しんの追加的対策」または 感染症対策課へ。

(感染症対策課 ☎364-3189)

## 不妊治療費の助成を拡充します

特定不妊治療と一般不妊治療の助成について下表のとおり拡充します。

	特定不妊治療		一般不妊治療	
	〈現行〉	〈拡充後〉	〈現行〉	〈拡充後〉
対象とな る治療	令和2年12月31日までに終了した治療	令和3年1月1日以降に終了した治療	令和2年12月31日までに終了した治療	令和3年1月1日以降に終了した治療
所得制限	夫婦の合計した所得が730万円未満	撤廃(所得制限なし)	夫婦の合計した所得が730万円未満	撤廃(所得制限なし)
対象者	法律上の婚姻関係にある夫婦	法律上の婚姻関係にある夫婦および事 実上婚姻関係同様にある(事実婚)夫婦	法律上の婚姻関係にある夫婦	法律上の婚姻関係にある夫婦および事 実上婚姻関係同様にある(事実婚)夫婦
助成額	1回15万円または7万5千円まで (初回のみ30万円まで)	1回30万円または10万円まで	特定不妊治療について	一般不妊治療について

## ■令和2年度特定不妊治療費助成の申請期限が迫っています!

※治療ステージにより異なります

(40歳以上43歳未満は3回まで)

通算6回まで

助成回数

令和2年4月1日~令和3年3月31日の間に治療が終了した方の申請期限は、令和3年3月31日までです。

1子ごとに6回まで

申請方法 必要書類を郵送または直接区役所保健子ども課へ ※区役所の住所は17ページ〜「区からのお知らせ」をご覧ください

※治療ステージにより異なります

(40歳以上43歳未満は3回まで)

(子ども政策課 ☎328-2156)